

## ETFの組成形態に関する上場廃止基準等の見直しについて

平成25年4月30日  
株式会社東京証券取引所

### I 趣旨

上場内国ETFについて組成形態の変更<sup>1</sup>があった場合には、上場を廃止することとしています<sup>2</sup>が、今般、当取引所は近時の実務の状況等を踏まえ、投資者を保護することに配慮しつつもETF組成の一定の自由度を確保する観点から、公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる変更である場合には、上場を継続する取扱いを設けることとします。

### II 概要

項目	内容	備考
1. 組成形態に関する上場廃止基準の例外措置の新設	<ul style="list-style-type: none"><li>・上場内国ETFの組成形態の変更があった場合において、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして、次に掲げる事項を勧案し、当取引所が認めるとき、上場を継続します。</li><li>- 投資信託財産の種類の変更に伴うカウンター・パーティーの信用状況の変更内容</li><li>- 信託報酬の変更内容</li><li>- 設定方法及び交換方法の変更内容</li><li>- その他これらに準ずるものとして当取引所が適当と認める事項</li></ul>	※例えば、組成形態の変更により新たな信用リスクが発生する場合、信託報酬が著しく増加する場合、設定及び交換の停止期間が著しく延長される場合などは、本措置が適用されず、原則としてその上場が廃止されることとなります。
2. その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・その他所要の整備を行います。</li></ul>	

<sup>1</sup> 公社債投資信託以外の証券投資信託（投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託又は特定外貨建等証券投資信託以外の投資信託を除く。）の受益証券でなくなる場合又は投資信託法施行令第12条第1号若しくは第2号に掲げる受益証券でなくなる場合をいいます。

<sup>2</sup> 有価証券上場規程第1112条第1項第3号a。

### Ⅲ 実施時期（予定）

- ・平成25年7月を目途に実施します。

以 上